

平成29年1月31日

東京都肝炎対策指針に関する3団体意見書

〒161 - 0031

東京都新宿区下落合3-14-26-1001
特定非営利活動法人 東京肝臓友の会
理事長 赤塚 堯

〒106 - 0004

東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1階
全国B型肝炎訴訟東京原告団
代表 岡田 京子

〒124 - 0025

東京都葛飾区西新小岩1-7-9
西新小岩ハイツ506
薬害肝炎東京原告団
代表 浅倉 美津子

1 はじめに

平成28年12月20日(火)午後7時～、第13回東京都ウイルス肝炎対策協議会(以下「12月協議会」といいます。)が開催され、当3団体の有志がこれを傍聴しました。

当3団体は、平成29年2月7日に予定されている第2回目の協議会(第14回東京都ウイルス肝炎対策協議会)開催に先立ち、東京都在住の肝炎患者団体として、以下のとおり意見を述べるものです。

2 12月協議会での議論について

12月協議会では、平成28年6月に改正された国の肝炎対策基本指針において重視されている数値目標の設定について、意見交換がなされていました。

ところが、数値目標の設定については、12月協議会において配布された資料9で「都においても肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの年齢調整り患率をできるだけ減少させることを指標として設定」という方向性が事務局から提案されたのみで、具体的な数値目標が示されることはありませんでした。

また、12月協議会において配布された資料から、以下のような東京都の特徴や課題が浮き彫りにされました。

- ①資料3…東京都は生産年齢人口や事業所数及び従業員数が突出していること
- ②資料4…肝炎ウイルス検査未受検者が多く存在し、受検のきっかけの重要な要素となる事業所や健康保険組合での肝炎ウイルス検査の実施率は低いこと
- ③資料5…肝炎ウイルスに感染しているにも関わらず、医師が積極的に肝臓専門医療機関へ

の受診を勧めなかったことによって継続的な受診に至っていないケースが多いこと

3 意見

第2項で示されたような実態を踏まえ、東京都におかれては、以下の点に留意の上、東京都肝炎対策指針の改訂案を作成して下さい。

(1) 事業者への働きかけや、受検勧奨・受診勧奨などの施策についても具体的な数値目標を設定して下さい。たとえば、「都内の事業所や健康保険組合での肝炎ウイルス検査の実施率を1割増加させる」などの目標を設定して下さい。

なお、12月協議会においては、個別施策について具体的な数値目標を設定すべきとの意見が出されたところ、事務局から「何が適切な数値目標なのか不明であるため設定できない」との答弁がなされました。

しかし、平成28年6月に改正された国の肝炎対策基本指針・第1(1)では、「…国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。」との指摘がなされています。

国の肝炎対策基本指針では、具体的な指標を設定することが大前提となっており、何が具体的な指標かは不明だから指標を設定しないという東京都ウイルス肝炎対策協議会・事務局の答弁は、国の肝炎対策基本指針の方向性に悖るものと言わざるを得ません。

事業者への働きかけについては、国の肝炎対策基本指針・第3(2)ウにおいて「…肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る」と、その重要性が指摘されているところでもありますから、施策の効果の検証に資するよう、具体的な数値目標を設定して下さい。

(2) 「肝がんの年齢調整り患率をできるだけ減少させることを指標として設定」との点について、「できるだけ減少」という表現では、施策の効果を検証する目標としては不十分であり、国の指針の求める数値目標とはなりません。

例えば「年齢調整り患率を15.0未満に減少させる」「年齢調整り患率を現在の数値から1割減少させる」などの具体的な数値目標を設定して下さい。

ちなみに、平成28年12月5日に開催された山梨県肝炎対策協議会において配布された、改訂予定の推進計画(案)では、「肝がんの75歳未満年齢調整死亡率を全国平均まで改善する」「肝がんの年齢調整罹患率を全国平均まで改善する」という具体的な数値目標が設定されていました。東京都においても、このような具体的な数値目標を設定されるよう、ご検討願います。

以 上